

尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例等の

一部改正について

討論要旨 秋田さとし議員

本市の公共施設の多くは、設置から30年以上が経過しており、維持管理費が増大しています。そこに昨今の物価高騰の影響も加わり、現在の使用料のままではサービスの提供の継続に支障を来すおそれがあります。事実、公民館の使用料収入は、昨年度、約1,500万円弱であったのに対し、維持管理費に係る支出は約1億900万円強と、双方の間に約9,000万円の隔たりが生じております。

改めて申し上げるまでもなく使用料は、施設を利用する人にその利用の対価として負担していただいているのですが、その総額が施設の維持管理費用を下回る場合には、その不足分を税金で賄う、つまり市民全体で負担するということになります。このため、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性の担保に当たっては、利用する人に応分の負担をしていただく必要があります。

こうした中、本市の公共施設の使用料は、これまでに20年以上、大きな見直しを行ってきました。しかし、公共施設を利用しない市民が全体の約8割以上と大半を占める状況にあっては、その負担の公平性をいま一度構築し直す必要があると考えます。

また、今回の使用料の変更内容は、今年5月に策定された公共施設使用料の見直しに関する基本方針にある統一的方法で算定されたものであり、その根拠は明確で、大幅な負担増につながるものではありません。

なお、今回の改正内容には直接関係ありませんが、この基本方針では、趣味・教養的団体を対象とした半額減免の廃止も掲げられております。関係団体の皆様の姿を思い浮かべますと、正直、胸が痛み、心苦しいところはございますが、先ほどの負担の公平性の確保や、これまで経過措置として15年以上が経過していることを踏まえますと、やむを得ないものと考えます。

一部では、社会教育施設である公民館については、受益者負担はなじまないとの意見もありますが、市民が学び、集い、連携を図る場としては、今後も継続し続けるためには、今回の使用料等の変更は避けることはできないと考え、賛成討論とさせていただきます。